

登録有形文化財
旧加藤商会ビルの活用

納屋橋の北東の堀川端に残されている古い建物は、現在、「旧加藤商会ビル」という名前で、国の登録有形文化財に登録されています。

名古屋市では、「堀川再生のシンボル・堀川の情報発信基地として活用」、「歴史的建造物の保存と活用」、「中心市街地活性化のための拠点づくり」の三つのコンセプトに基づき、旧加藤商会ビルの修復・活用を進めています。



建物の歴史

この建物は、昭和6年頃に、貿易商を営む加藤商会の本社ビルとして建てられました。

昭和10年から昭和20年頃まで、この建物内には、当時のシャム国、現在のタイ国の名誉領事館が置かれたこともありました。

その後、所有者が変わり、事務所や倉庫として使われ、ビル全体が看板で覆われて、広告塔として使用されていた時期もありました。

平成12年、名古屋市が当時の所有者中埜産業株から建物の寄付を受けました。その後、平成13年4月には、国の登録有形文化財に登録されました。

そして、平成15年度から建物の修復・改修工事等を進め、平成17年1月に現在の形でオープンしました。

昭和6年(1931年)頃	建物を加藤商会が社屋として建築
昭和10年(1935年)	旧加藤商会ビルにシャム国(現在のタイ)領事館が終戦まで置かれる。
昭和42年(1967年)12月	建物が加藤商会から中埜産業株へ売却
平成12年(2000年)2月	中埜産業株から建物の寄付を受け、土地を名古屋市土地開発公社において先行取得
平成13年(2001年)4月	国の登録有形文化財に登録
平成13年度(2001年度)	建物の外壁修復工事の設計実施(文化庁補助)
平成14年度(2002年度)	建物の内装修復改修工事の設計実施
平成15年(2003年)5月	建物テナント募集
9月	建物の修復改修工事着手
平成17年(2005年)1月	建物オープン

登録有形文化財

平成8年10月、文化財保護法の一部が改正され、導入された文化財登録制度です。

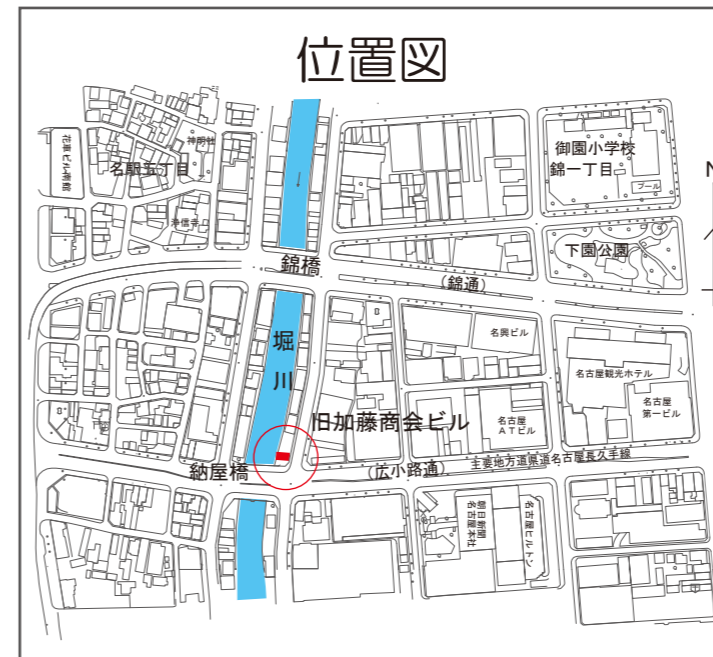
築後50年以上経過している建造物で、国土の歴史的景観に寄与しているものなど、国(文化庁)が一定の基準に基づき登録します。

指定文化財ほど制約が厳しくなく、外観を大きく変えなければ、旧加藤商会ビルのように、内部を改装し、飲食店舗や展示施設などに活用することができます。事業展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財をゆるやかに守っていくという制度です。平成15年3月現在、名古屋市内には、旧加藤商会ビルを含め20件の登録有形文化財があります。



広告塔として使用されていた建物

位置図



建物修復・改修事業のあらまし

外装については、登録有形文化財であることから、原則として、できる限り建設当初から使われている材料を保存・活用して修復を行いました。

内装については、できる限り現状保存を行うものの、現行法規制の適用を受けることや、空調・衛生設備を新たに設置する必要があることから、既存建物に調和した現代仕様で改修を行いました。

- 事業期間 平成15年度から平成16年度まで
- 事業内容 用地再取得・建物修復改修工事
- 総事業費 約2億6千万円

旧加藤商会ビルの活用

広小路通に面した1階から3階は、店舗スペースとして活用しています。財団法人名古屋都市整備公社(現公益財団法人名古屋まちづくり公社)が建物の維持管理を行うことを前提に、名古屋市からスペースを借受け、飲食店等の営業を行うテナントを公募しました。選考の結果、タイ料理の店舗に決定しました。

堀川に面した地下1階については、市民団体を中心として、堀川再生のためのイベント開催や、堀川関連の市民団体の交流の場とするなど、堀川情報の集積と発信の核となる施設「堀川ギャラリー」を設置し、堀川沿いのリバーウォークや隣接するイベントスクエアと一体的に活用しています。

建物のあらまし

この建物には、テラコッタ(柱頭飾り)、外壁のレンガ調タイルやレリーフ模様など、大正から昭和初期の近代建築の特徴をよく残しています。

- 構造 鉄筋コンクリート
・地上3階地下1階
- 延床面積 約320㎡
- 所在地 名古屋市中区錦一丁目15番17号



建物の立面図(南面)